

—農業部—

農業部



- n 名称：国際知的財産保護フォーラム  
International Intellectual Property Protection Forum “IIPPF”
- n 設立：2002年4月16日
- n 目的：IIPPFは、模倣品・海賊版等の海外における知的財産侵害問題の解決に意欲を有する日本の企業・団体が業種横断的に集まり、産業界の意見を集約するとともに、日本国政府との連携を強化しつつ、国内外の政府機関等に対し、一致協力して行動し知的財産保護の促進に資することを目的として、発足した団体です。  
これまで、貴国に対しては、知的財産保護強化のための協力事業を推進すると共に、貴国の知的財産保護強化のための制度・運用の改善に関する建設的な意見交換を2002年から実施しています。
- n ホームページ：[www.iipff.jp](http://www.iipff.jp)
- n 事務局：日本貿易振興機構（JETRO）  
知的財産保護官民合同訪中代表団に関する連絡先：JETRO 北京センター知的財産権部  
TEL：6528-2781  
FAX：6528-2782

2007年9月

農業部 御中

国際知的財産保護フォーラム  
座長 宗国 旨英

拝啓 新春の候、時下ますますご清祥の段、お喜び申し上げます。

私ども国際知的財産保護フォーラム（以下、IIPPF）は過去に4回（2002年12月、2004年5月、2005年4月及び6月、2006年4月及び6月）、貴国の中央政府機関を訪問させて頂き、知的財産侵害品対策に関する建設的な対話をさせて頂きました。このうち、貴部へは2005年に初めて訪問させて頂き、今回が3回目となりますが、このような対話を継続させて頂きましたことに、まずは深く感謝を申し上げます。

IIPPFでは、2005年から、「協調と支援」という方針を明確に打ち出し、日中両国が相互に協力して双方懸案の問題を改善して行くという方向に歩みだしております。特に貴部の品種保護部局との間では、従来からの政府間での審査・技術協力に加え、昨年2月及び本年1月には、日本から育成者、種苗会社、種苗関係団体、弁理士等が農林水産省と合同で訪問し、育成者権の権利取得や権利行使について大変有意義な具体的な意見交換をさせて頂きました。

また、貴部による育成者権の保護については1999年にUPOV78年条約を批准されて以来、急速に発展されており、今後も益々の充実が図られることを期待しております。

さて、今回ご検討頂きたい優先的建議事項としまして（1）保護対象植物の拡大、（2）東アジア植物品種保護フォーラムの設置、（3）農薬に関する問題について取り上げさせて頂き、本建議内容を私どもと貴部にて前向きに対応していきたいと考えております。

貴部が今回のIIPPFの訪問を受け入れて頂いた事に御礼を申し上げますと共に、本建議が貴国の知的財産保護問題の改善に寄与できることを切に願っております。

## 目次

### 第一 今回の優先的建議事項

### 第二 その他の建議事項

#### 第一 今回の優先的建議事項

1. 保護対象植物の拡大
2. 東アジア植物品種保護フォーラムの設置について
3. 農薬に関する問題について

#### 優先的建議事項 1. 保護対象植物の拡大

植物新品種保護条例における保護対象植物をさらに拡大していただきたい。

貴部におかれましては、現在62属種の植物を保護対象とされ、さらに昨年12月には省政府等に対し、第7次の植物新品種保護リストへの追加要望の通知を発出されたということで、改めて貴部の品種保護強化に対する取組に敬意を表する次第です。

しかしながら、これまで建議してきました、いぐさ、小豆、おうとう、きのこ類等の植物新品種リストへの追加については実現に至っておらず、貴国の品種保護条例における保護対象植物になっていません。これらの種類については、日本で品種登録されている品種の種苗が権利者に無断で貴国に持ち出され、生産され、畳表や豆といった収穫物として日本に輸出される恐れがあるということが、権利者の調査により分かっておりますが、貴国において当該品種の登録を申請することができないため、貴国内において権利行使をすることができません。

保護対象植物が拡大されることによって得るメリットは、我が国だけのものではなく、貴部にとっても海外からの出願が増え、安定した制度運営が可能となるほか、貴国の農業者にとっても新しい優れた品質の品種を導入し、活用できる等のメリットがあると思われます。

引き続き、UPOV91年条約の早期批准、又は植物品種保護条例の改正による、更なる保護対象植物の拡大について、検討していただきますようお願いいたします。

また、本年4月の訪問時にも、保護対象植物の範囲を拡大していただくことを建議いたしました。これに対し、貴部からは①新品種保護に関するデータベース作成、②審査官とDUSテストスタッフの育成のための人的研修、③審査とDUSテストの実務における交流、④植物新品種保護の対話・協調、共同研究の仕組みの4つについて交流と協力の提案をいただきましたので、さらに具体的な御説明をお聞かせ願います。その上で、協力方法の具体的な検討を進める考察団の派遣を今月24日から東京で開催される日中農業科学技術交流において提案する用意があります。

## 優先的建議事項2. 東アジア植物品種保護フォーラムの設置について

東アジアにおける植物品種保護制度の発展のため、地域における制度の協調・協力を進めるための対話の場である「東アジア植物品種保護フォーラム」の設置に向け、両国の連携を深めたい。

- (1) 植物品種保護制度の整備とその国際的な協調は、知財保護に裏打ちされた自由貿易を促進する上でも、また各国が海外の優良品種の導入を図る上でも必須であり、その重要性については、両国の共通認識となっていると理解しています。
- (2) 他方、東アジア地域（日本、中国、韓国及びASEAN諸国）では、これまでに5カ国（日本、中国、韓国、シンガポール、ベトナム）がUPOVに加盟しているものの、ヨーロッパ、北中米地域等と比較して、制度の整備とその完全な運用のために必要な人材の確保、権利行使の支援を含む制度運営能力等が未だ十分とは言えない状況にあります。
- (3) 東アジア各国間の関係は、歴史的・地理的・経済社会的にも大変に深いものがあり、さらに、近年の域内における経済連携の強化が、各国におけるめざましい経済発展の源泉ともなっています。農業や種苗産業においても、貿易や投資を通じた域内の交流の一層の拡大が期待されているところです。  
そのため、域内の品種保護制度の発展を目指し、各国がこれまでの制度の運営を通じて得た知識や経験の共有を図ること、また制度整備に向けた条件を整備するための協力や支援等を進めていくことが不可欠であると考えます。また、域内における植物品種保護制度を世界規模においても調和のとれたものとして整備・拡充していくことが必要であり、そのため、各国のUPOV加盟も併せて促進していくことが重要と考えています。
- (4) このため、各国が制度の整備促進と地域としての協調・協力の重要性について共通の現状認識を形成し、その上で、地域共同の取組みを進めていくことが重要であり、地域の大国である貴国と我が国とが共同のイニシアティブにより、これに取り組んでいくことを強く希望します。
- (5) このような共同の取組みを進めるためには、まず各国の制度整備の状況及びその背景となっている固有の事情について共通の理解を醸成しつつ、次に域内の植物品種保護制度の発展のために地域全体として取り組むべき事項について幅広く議論し、それに向けて参加各国が取り得る実践的な協力の可能性を模索することが不可欠であると考えます。
- (6) このため、日本として、域内におけるハイレベルの対話の場である「東アジア植物品種保護フォーラム」の設置を提唱したいと考えています。本フォーラムは、

- ① 各国の制度及び制度を取りまく状況の認識、制度運営上の経験の共有
  - ② 制度運営能力の向上、審査・登録業務の合理化、適切な権利行使等についての各国間の協力促進
  - ③ 各国制度の整備・調和の段階的な促進
- を目的とすることを想定しています。

(7) こうした目的の下、フォーラムでは、植物品種保護に関する各国の知識及び経験の共有を図るとともに、制度の調和に向けた取組みや運営面における協力の方策等について意見交換を進めることを想定しています。具体的には、次のような議題が考えられます。

- ① 各国における取組みの状況報告
- ② 制度の国際的調和に向けた検討
- ③ 制度運営に当たる人材の育成・確保に関する国際協力の方策
- ④ 審査・登録業務の合理化に向けた取組みの方策
- ⑤ 権利行使や権利保護対策に関する情報交換、共同の取組み

(8) さらに意見交換の結果に基づき、参加国の自発的取組みとして、地域間（二国間を含む）の共同作業としての具体的な協力を促進することを想定しています。具体的な協力活動として想定されるものとしては、

- ① 各国の得意分野を活かした制度運営能力の向上に対する協力
- ② 審査・登録業務の大幅な合理化に向けた各国の協調及び協力
- ③ 適切な権利行使のための協力を考えています。

(9) 日本国政府は、本年10月4日及び5日、UPOVとの共同で、「アジア地域における植物品種保護制度に係る協力と協調に関するワークショップ」を開催することとしており、この中で、日本国政府は参加者に対し、「東アジア植物品種保護フォーラム」の設置を提案する予定です。

続いて、日本国政府は、ASEAN+3農業担当大臣会合（AMAF+3）での本構想の提唱を行い、参加各国政府に対する外交ルートを通じた正式な参加要請を行うことを検討しています。その上で、フォーラムの第1回会合は、2008年夏を目途に東京で開催することを目標としています。

(10) 貴国におかれましては、本フォーラムの趣旨についてご理解を賜りますようお願いいたします。その上で、本年10月のワークショップでの本フォーラムの共同提案、また、ASEAN+3農業担当大臣会合（AMAF+3）での本構想の共同提唱について、ご検討を頂きますよう、お願い申し上げます。

優先的建議事項 3. 農薬に関する問題について

- 1) 農薬登録制度において、臨時登録の制度を早期に廃止し、初期申請時から国内外品を問わず正式登録要件を満たす安全性試験データ等の提出の義務化を適用していただきたい。
- 2) 特許法の侵害が司法上確定している農薬について、農業部及び国家知識産権局等との密接な連携の上で適切な対応をしていただきたい。
- 3) 無登録ラベル農薬の取り締まり強化をしていただきたい。

- 1) 農薬登録制度において、臨時登録の制度を早期に廃止し、初期申請時から国内外品を問わず正式登録要件を満たす安全性試験データ等の提出の義務化を適用していただきたい。

現在の臨時登録（登記）制度については、貴国の臨時登録時に提出される安全性試験データが極めて限定的（急性、亜急性毒性試験データ等）であり、臨時登録農薬の健康、環境等に関する安全性が必ずしも確保されているとは言えないとの観点から、昨年訪問時に次の通り建議させていただきました。

- (1) 農薬管理条例実施弁法の規定にもかかわらず、最大 4 年の期限を越えて臨時登録が更新されていることへの対応。
- (2) 登録要件において、貴国メーカー品と海外メーカー品を公平に取り扱うこと。
- (3) 初期申請時から国内外品を問わず正式登録要件を満たす安全性試験データ等の提出を義務化すること。

これに対して、貴部より、登録制度の見直しについて検討中とのお答えをいただきました。農業を通じて、中国国民の「食の安全・安心」を担う貴国農業部としてのご判断を高く評価し、感謝申し上げます。

一方、現在の臨時登録制度により、貴国において登録証明書が発行され、第三国での登録取得に使用されている例が見受けられますが、第三国における同様な「食の安全・安心」を確保する上でも貴部の早期の対応が望まれます。

つきましては、改めまして臨時登録制度を早期に廃止すること、および初期申請時から国内外品を問わず正式登録要件を満たす安全性試験データ等の提出の義務化を適用していただくことをお願いいたします。

- 2) 特許法の侵害が司法上確定している農薬について、農業部及び国家知識産権局等との密接な連携の上で適切な対応をしていただきたい。

昨年訪問時に我が国の企業が特許を有する農薬の特許侵害品が臨時登録を取得し、製造・販売されていることにつき、問題を提起し、適切な対応をお願いいたしました。

貴部より、次の通りご回答をいただきました。

- (1) 権利侵害品の臨時登録の延長の停止を決定した。

- (2) 輸出許可およびそれ以外のいかなる登録・販売を許可する証明書を発行しないことについては検討する。

その後、昨年 11 月 24 日をもってすべての侵害品の臨時登録が更新されずに、現在では失効となりました。また、貴国においては侵害品の流通も確認できなくなりました。侵害品による違法行為を防ぐために有効な措置として高く評価し、感謝申し上げます。

一方、中国における侵害品の第三国に向けての輸出は依然として継続されており、現権利者は経済的な損害を継続して被っています。

農薬輸出に際して、輸出者は輸出申告時に貴国海関総署に対して農薬輸出証明を提出することになっており、海関総署はこの証明書なしには輸出を許可しないとしております。

違法品の臨時登録が失効した現在においては、農薬輸出証明は発行されないものと理解していますが、第三国における現権利者の権利確保のためにも、当該輸出証明を発行しないことについて重ねてお願いいたします。

また、違法品と思われる中国原産農薬が約 20 カ国において登録を取得し、または違法に輸入され販売されております。これらの国々における登録を支援することとなるいかなる登録・販売を許可する証明書を発行しないことについても重ねてお願いいたします。

さらには、上述の事例に対する具体的かつ効果的な解決策を講じるとともに、貴国内の農薬製造業者に対して特許保護に関する意識を徹底させていただくと同時に、農業部および国家知識産権局等との緊密な連携の上で今後とも適切な対応をいただくことをお願いいたします。

- 3) 無登録ラベル農薬の取り締まり強化をしていただきたい。

昨年訪問時に無登録ラベル農薬の販売及び業者の取り締まりの徹底をお願いいたし、貴部としても大きな問題と認識していること、また取締りを強化し、一定の成果も現れているとのお答えをいただきました。

貴部のご対応を高く評価し、感謝申し上げます。

しかしながら、知名度の高い外国企業の商標・商号をラベルに無断使用し、又は外国企業のラベルそのものを偽造・貼付し、農薬を販売する事例が依然として続いており、こうしたラベルの無断使用などにより、我が国の農薬企業は経済的にも大きな損失を被っています。

改めて無登録ラベル農薬の販売及び業者の取り締まりの徹底をお願いします。



## 第二 その他の建議事項

### 建議 1

植物新品種保護条例第 6 条における品種権の範囲が、繁殖材の商業目的の生産または販売に限られており、違法に増殖された繁殖材の輸出入を防止するため、輸出入の行為についても品種権の範囲に追加していただきますようお願いします。

### 建議 2

権利侵害種苗の輸出入を防止するため、知的財産権海関保護条例第 2 条を改正し、保護対象知的財産権に品種権を追加することを海関総署に建議しておりますので、お力添えをお願いします。

### 建議 3

品種保護制度の運用と適切な権利行使のための環境整備について一層の改善をお願いするとともに、権利行使の実効性の確保が図られるよう関係取締機関への働きかけを併せてお願いします。

本年 1 月には、貴国での品種権取得をめざす種苗関係者等と農林水産省からなる官民合同訪中団を派遣し、貴部と実際の権利取得や権利行使に関する意見交換を行い、具体的内容について確認することができました。

貴部への数次の訪問によって、貴国における品種保護制度の整備、充実が急速に図られつつあることが認識でき、貴国での権利取得や権利行使に関する疑問や不安など、我が国の育成者が抱えていた問題についても着実に理解されてきております。今後は、貴国への出願が増加し、両国の農業経済が活性化することが最大の目標であり、そのためには実際の権利取得が積極的に行われ、実効性ある権利行使が適切に行われることが重要であると考えます。

については、今後も品種保護制度の運用と適切な権利行使のための環境整備について一層の改善をお願いするとともに、権利行使の実効性の確保が図られるよう関係取締機関への働きかけを併せてお願いします。

以上